

高知市男女共同参画に関する市民の意識調査

《アンケート調査ご協力をお願い》

日頃は市政の推進につきまして、ご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。

高知市では、平成 17 年 4 月に「男女がともに輝く高知市男女共同参画条例」を制定し、平成 18 年 4 月には「高知市男女共同参画推進プラン 2006」を策定、その後 2 回の改定を経て、現在は「高知市男女共同参画推進プラン 2016」を策定し、男女共同参画社会の実現をめざした取り組みを進めています。この「プラン 2016」は 4 年目を迎え、次期プラン作成に向けての基礎資料とするために、市民の皆さまに「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施いたします。

市民の皆さまが、高知市がめざす男女共同参画社会について、どのような意識をお持ちになっているかを調査し、今後の男女共同参画行政の施策等の参考にさせていただくものです。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐れ入りますが、調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和元年 10 月

高知市長 岡崎 誠也

調査票の記入について

- 1 この調査は、高知市にお住まいの20～79歳の方（令和元年9月1日現在）3,000人を無作為に抽出して回答をお願いするものです。
- 2 質問には、封筒の宛名の方ご本人がお答えください。
- 3 回答は、選択肢に○をつけてお選びいただくものがほとんどですが、一部に内容をご記入いただく場合がございます。
- 4 回答は、調査票に直接ご記入いただき、同封の返信用封筒に入れ、令和元年10月31日（木）までに、切手を貼らずに郵便ポストへ投函してください。
- 5 この調査は、高知市がジェイエムシー株式会社に発送・回収などの業務を委託して行っています。
- 6 調査結果は統計的に処理し、ご回答いただきました内容は調査目的外には一切使用しません。また、個人を特定することや、回答内容が外部に知られることはありませんので、ご協力をよろしく願います。

《調査内容に関する問い合わせ先》

受託業者：ジェイエムシー株式会社

住 所：高知市葛島4丁目3番30号

電 話：088-878-0850

（祝日を除く月～金曜日 9：00～17：00）

《調査実施主体》

高知市人権同和・男女共同参画課

住 所：高知市本町4丁目1番24号

電 話：088-823-9913

FAX：088-823-9351

Email：kc-101800@city.kochi.lg.jp

アンケート調査票

(あてはまる番号を○で囲んでください。)

問1 はじめに、あなた自身のことについてお伺いします。

(1)あなたの年齢は

1. 20代 2. 30代 3. 40代 4. 50代 5. 60代 6. 70代以上

(2)あなたの性別は

1. 女性 2. 男性 3. その他

問2 男女平等に関する意識についてお伺いします。

次にあげる分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。(a)から(h)のそれぞれについて、あなたの考えに最も近いものを1つ選んでください。

| | 男性の方が非常に優遇されている | どちらかといえば男性の方が優遇されている | 平等 | どちらかといえば女性の方が優遇されている | 女性の方が非常に優遇されている | わからない |
|------------|-----------------|----------------------|----|----------------------|-----------------|-------|
| (a)家庭生活 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| (b)職場 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| (c)学校教育 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| (d)地域活動の場 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| (e)政治の場 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| (f)法律や制度上 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| (g)慣習・しきたり | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| (h)社会全体 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |

問3 家庭や仕事についてお伺いします。

(1)あなたの1日の労働時間(有償で働いている時間)は平均して何時間になりますか。(1つだけ)

1. 0時間 2. 1~3時間未満 3. 3~6時間未満 4. 6~8時間未満
5. 8~10時間未満 6. 10時間以上

(2)あなたは普段1日のうち、家事、育児、介護など家庭生活にかかわる仕事をどれくらいしていますか。(1つだけ)

1. 全くしない 2. 15~30分未満 3. 30分~1時間未満 4. 1~2時間未満
5. 2~3時間未満 6. 3~4時間未満 7. 4~5時間未満 8. 5時間以上

(3)家庭における男女の役割分担について、あなたの理想に最も近いものはどれですか。(1つだけ)

1. 夫が家計を支え、妻が家事・育児・介護に専念する
2. 妻が家計を支え、夫が家事・育児・介護に専念する
3. 夫と妻が共同で家計を支え、主に妻が家事・育児・介護を行う
4. 夫と妻が共同で家計を支え、主に夫が家事・育児・介護を行う
5. 夫と妻が共同で家計を支え、共同で家事・育児・介護を行う
6. 夫と妻の役割を限定せずに、家事・育児・介護も自由に行う
7. その他（具体的に

)

(4)[結婚している。または、したことがある方におたずねします。] あなたの家庭では、次にあげる項目について、実際にどのように分担されていますか。または、分担されていましたか。

(a)から(e)のそれぞれについて、あてはまるものを1つ選んでください。

| | 主に妻 | 主に妻で夫が一部負担 | 共同 | 主に夫で妻が一部負担 | 主に夫 | 該当なし |
|---------------|-----|------------|----|------------|-----|------|
| (a)家事 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| (b)育児・子どもの教育 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| (c)保護者会・PTA活動 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| (d)高齢者の世話・介護 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| (e)町内会等地域の活動 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |

(5)[働いている方におたずねします。]あなたの職場で、次のようなことで、性別の違いによる不当な扱いをされたことがありますか。あてはまるものをすべて選んでください。

1. 賃金に格差がある
2. 昇給・昇格に格差がある
3. 自由に休暇がとりにくい
4. 能力が正当に評価されない
5. 教育・訓練を受ける機会が少ない
6. 残業時間が長い
7. 補助的な仕事しか任せてもらえないなど、仕事の内容に偏りがある
8. 妊娠・出産で嫌がらせや不当な扱いを受ける（マタニティ・ハラスメント）
9. 性的なことから嫌がらせを受ける（セクシュアル・ハラスメント）
10. 育児・介護に関する休暇がとりにくい
11. その他（具体的に
12. 受けたことはない

)

(6)女性の働き方について、あなたが望ましいと思うのはどれですか。(1つだけ)

1. 女性は職業を持たないほうがよい
2. 結婚するまでは職業を持つほうがよい
3. 子どもができるまでは職業を持つほうがよい
4. 子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つほうがよい
5. 結婚・出産にかかわらず、ずっと職業を持ち続けるほうがよい

6. その他（具体的に）
7. わからない

(7)男性は女性に比べて「育児休業制度」、「介護休業制度」の利用がすすまないのは、どうしてだと思いますか。(3つまで)

1. 職場の理解が得られないから
2. 同僚に迷惑をかけるから
3. 育児や介護は女性の役割であるという意識が強いから
4. 昇進や昇格に影響があると思うから
5. 他に取っている人がいないから利用しづらい
6. 男性が育児や介護に参加することへの周囲の偏見があるから
7. 生活のため、収入の少ないほうが制度を利用するほうがよいから
8. 仕事のほうが重要だから、利用することに気がすすまない
9. 育児や介護に参加することへの男性自身の心理的抵抗があるから
10. その他（具体的に）
11. わからない

(8)女性と男性がともに仕事・家事・育児・介護・地域活動等に積極的に参加していくためには、あなたはどうのようなことが必要だと思いますか。

(ア)家族や地域において、(イ)企業など職場において、どう思いますか。(それぞれ3つまで)

(ア)家族や地域において必要なこと

1. 男性が家事・育児・介護などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと
2. 男性が家事・育児・介護などに参加することに対する女性の抵抗感をなくすこと
3. 年配者や周りの人が、夫婦間の家事等の役割分担について、当事者の考え方を尊重すること
4. 周りに、子育てや介護をするうえで助けてくれる人がいること
5. 社会の中で、男性による家事・育児・介護・地域活動についての評価を高めること
6. 男性のための仲間（ネットワーク）づくりをすすめること
7. 夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること
8. その他（具体的に）
9. 特に必要なことはない

(イ)企業など職場において必要なこと

1. 休暇制度、在宅勤務や労働時間の短縮など、柔軟な勤務体制をすすめること
2. 仕事と、子育てや介護の両立について、職場（上司・同僚・部下）の理解が得られること
3. 育児休業や介護休業などの制度が整っている、または取得しやすい雰囲気があること
4. セクハラ防止や人権に配慮した職場の環境をつくること
5. 経営方針や仕事の企画に、必ず男女ともに意見を取り入れること
6. 職場での男女の固定的な役割分担意識を改めること
7. パートタイムの就労条件・賃金を改善すること
8. 能力や実績が正当に評価されるような体制をつくること
9. その他（具体的に）

問4 DV(ドメスティック・バイオレンス)についてお伺いします。

(1)あなたはこれまで配偶者(事実婚や同棲,離別・死別を含む)や恋人などのパートナーから,次のような行為をされたことがありますか。あてはまるものをすべて選んでください。

1. 殴る・蹴るなどされた
2. 大声で怒鳴られた
3. 物を投げつけられた
4. 「誰のおかげで生活できているんだ」「甲斐性(かいしょう)なし」などと,ことばの暴力を受けた
5. 人前で馬鹿にされたり,命令するような口調でものを言われた
6. 何を言っても無視されつづけた
7. 携帯電話やメールなどをチェックされた
8. 嫌がっているのに性的行為を強要された
9. 避妊に協力しなかった
10. 見たくないのにポルノ雑誌やビデオを見せられた
11. 生活費を渡さなかったり,極端に制限して渡されたりした
12. その他(具体的に)
13. 受けたことはない →(5)へ

(2) [(1)の間で1から12のいずれかを選んだ方]

そのことについて,誰かに打ち明けたり相談したりしましたか。

1. 相談した →(3)へ
2. 相談しなかった →(4)へ

(3) [(2)の間で「相談した」とお答えの方におたずねします。]

どこ(誰)に相談しましたか。あてはまるものをすべて選んでください。

1. 家族
2. 友人・知人
3. 女性相談支援センター(配偶者暴力相談支援センター)
4. こうち男女共同参画センター(ソーレ)
5. 警察
6. 市役所・県・法務局などの公的機関
7. 民間(弁護士会,民間シェルターなど)の相談窓口
8. 医療関係者(医師,看護師など)
9. その他(具体的に)

(4) [(2)の間で「相談しなかった」とお答えの方におたずねします。]

相談しなかったのはなぜですか。あてはまるものをすべて選んでください。

1. どこに相談したらよいかわからなかった
2. 相談するのが恥ずかしかった
3. 相手(配偶者等パートナー)にばれるのが怖かった
4. 相談しようという考えが思い浮かばなかった
5. 相談しても無駄だと思った
6. 自分にも悪いところがあると思った

7. 自分が我慢すればいいと思った
8. 相談するほどの事でもないと思った
9. 大げさにしなかつた
10. その他（具体的に _____)

(5)配偶者や恋人などのパートナーからの暴力に対する対策や援助として、特にどのようなことが必要だと思いますか。(3つまで)

1. 相談機関を増やし、質を向上させる
2. 相談機関の周知・PR
3. 行政機関同士が連携するよう体制を強化する
4. 被害者とその子どもが緊急時に安全に過ごせる避難場所（シェルター）
5. 被害者とその子どもが安定した生活を確保するまで安全に暮らせる住宅
6. 緊急時の生活費を援助する制度の充実
7. 警察が積極的に対応する
8. 配偶者暴力防止法（DV防止法）の周知・PR
9. 加害者を再教育するとともに、更正機関をつくる
10. 「DVは犯罪である」という意識づくりのための啓発活動をする
11. その他（具体的に _____)
12. わからない

問5 セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)についてお伺いします。

*セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)についておたずねします。次のようなことでセクシュアル・ハラスメントだと感じた経験がありますか。また、それはどこで感じましたか。(a)から(g)のそれぞれについて、あてはまるものをすべて選んでください。

*セクシュアル・ハラスメント… 職場や家庭、学校、地域社会において、相手の意に反して性的な行為を強要したり、性的な言動によって個人の尊厳を傷つけたり、不利益を与えたりすることです。

| | 感じたことがある | | | 感じたことはない |
|--|----------|-----|-----|----------|
| | 職場で | 地域で | その他 | |
| (a)結婚すること、しないことなどを話題にされたこと | 1 | 2 | 3 | 4 |
| (b)名前や敬称でなく「女の子」や「男の子」「おばさん」や「おじさん」などと呼ばれたこと | 1 | 2 | 3 | 4 |
| (c)年齢やからだのことで不愉快な意見や冗談を言われたこと | 1 | 2 | 3 | 4 |
| (d)卑わいな言葉をかけられたり、わい談をされたこと | 1 | 2 | 3 | 4 |
| (e)ジロジロと見られたり、触られたりしたこと | 1 | 2 | 3 | 4 |
| (f)宴会でお酌やデュエットなどを強要されたこと | 1 | 2 | 3 | 4 |
| (g)つきあいなどをしつこく誘われたこと | 1 | 2 | 3 | 4 |

問6 学校現場における男女平等教育についてお伺いします。

小中学校では、学校教育のあらゆる機会や場面を通じて、児童・生徒の発達段階に応じた男女平等教育を推進していますが、あなたは次の(a)から(f)の取り組みについてどのように思いますか。それぞれについて、あてはまるものを1つ選んでください。

| | 必要 | どちらか といえ 必要 | どちらか といえ 必要ない | 必要ない | わからない |
|---|----|-------------------|---------------------|------|-------|
| (a)性別に関わらず、自分の個性や適性、興味・関心によって、職業を選ぶことの大切さを理解できるような授業をおこなう | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (b)メディア（テレビ・広告など）に登場する男女の描かれ方を調べ、「男女の表現」についての問題意識を高めることができるような授業をおこなう | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (c)性情報への対処や性感染症などについて学習することを通して、自分も相手も大事にしながら生きていこうとする気持ちを持てるようにする | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (d)交際中の相手からの暴力（デートDV）の実態を知り、被害者や加害者の気持ちを考えることで、デートDVの本質を理解できるような授業をおこなう | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (e)学校生活や家庭生活において、性別による固定的な役割分担が行われていないかを考えてみるような授業をおこなう | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (f) *1 性的指向と*2 性自認に関する正しい知識を学習し、理解を深めるような授業をおこなう | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

*1 性的指向… どのような性別の人を好きになるか、または好きにならないかということ。具体的には、異性愛、同性愛、両性愛、無性愛などがあります。
 *2 性自認… 自分がどの性別であるかの認識。「こころの性」と呼ばれることもあります。

問7 男女共同参画に関する用語についてお伺いします。

あなたは、次にあげる男女共同参画に関することばをご存じですか。(a)から(n)のそれぞれについて、あてはまるものを1つ選んでください。

| | 内容まで 知っている | 少しは 知っている | 聞いたことはある が内容は 知らない | 全く 知らない |
|------------------------|---------------|--------------|--------------------------|------------|
| (a)男女がともに輝く高知市男女共同参画条例 | 1 | 2 | 3 | 4 |

| | 内容まで 知っている | 少しは 知っている | 聞いたこ とはある が内容は 知らない | 全く 知らない |
|--|---------------|--------------|------------------------------|------------|
| (b)高知市男女共同参画推進プラン2016 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| (c)男女共同参画社会基本法 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| (d)男女雇用機会均等法 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| (e)育児・介護休業法 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| (f)次世代育成支援対策推進法 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| (g)セクシュアル・ハラスメント | 1 | 2 | 3 | 4 |
| (h)DV（ドメスティック・バイオレンス） | 1 | 2 | 3 | 4 |
| (i)ジェンダー（社会的性別） | 1 | 2 | 3 | 4 |
| (j)リプロダクティブ・ヘルス/ライツ （性と生殖に関する健康・権利） | 1 | 2 | 3 | 4 |
| (k)ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和） | 1 | 2 | 3 | 4 |
| (l)ダイバーシティ（多様性） | 1 | 2 | 3 | 4 |
| (m)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 （女性活躍推進法） | 1 | 2 | 3 | 4 |
| (n)政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 | 1 | 2 | 3 | 4 |

問8 高知市の男女共同参画への取り組みについてお伺いします。

高知市（行政）では、男女がともに対等なパートナーとして社会のあらゆる分野に参画していく*男女共同参画社会を実現していくため、さまざまな取り組みを行っていますが、あなたは今後どのような取り組みが必要だと思いますか。次の(a)から(k)について、あてはまるものを1つ選んでください。

*男女共同参画社会とは… 女性と男性が対等なパートナーとして、さまざまな分野に参画し、喜びも責任も分かち合っているような社会です。

| | 必要 | どちらか といえば 必要 | どちらか といえば 必要ない | 必要 ない | わから ない |
|---|----|--------------------|----------------------|----------|-----------|
| (a)育児に関するサービスを充実する | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (b)男性の家事や育児・介護への参加をうながすように意識改革について啓発を行う | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (c)学校教育や社会教育の場で、男女の人権を尊重するような学習を行う | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

| | 必要 | どちらか といえば 必要 | どちらか といえば 必要ない | 必要 ない | わから ない |
|--|----|--------------------|----------------------|----------|-----------|
| (d)男女の平等と互いの理解や協力に関して 広報や講演会などを行う | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (e)再就職に役立つ学習の機会, 相談事業など 就労のための支援を充実する | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (f)介護に関するサービスを充実する | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (g)男女の生き方などに関する情報提供, 交流 や相談, 学習などができるセンター機能を もっと充実する | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (h)政策や方針を決定する場に, 女性の職員を ふやす | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (i)企業など職場が行う男女共同参画を推進 する取組に対して支援する | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (j)市民が参画する行政の審議会・委員会など の委員に女性をふやす | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (k)市議会における女性議員を増やすための 取組をすすめる | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

問9 男女共同参画に関するご意見, ご感想がございましたら, 自由にご記入ください。

※ご協力ありがとうございました。

お手数をおかけしますが, 同封の返信用封筒(切手不要)入れて
10月31日(木)までに返信をよろしくお願ひします。

